平成２２年（フ）第１９７号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城２番地172　澤田アパート２－Ｂ
債務者　廣瀬　勝美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２８００号
横浜市都筑区池辺町3219根岸寮、住民票上の住所秋田県横手市南町９番75号
債務者　戸澤　和江
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７３号
釧路市春採１丁目12番22号
債務者　江崎　梅治
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２７７号
釧路市春採２丁目６番２号
債務者　伊藤　三幸
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２８２号
釧路市双葉町15番1508号
債務者　中野　勇三
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２８９号
釧路市新富町６番25号
債務者　加藤　忠則
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２９１号
釧路市武佐４丁目41番３号
債務者　結城みどり
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２９２号
釧路市若松町18番２号　太田ハイツ右１
債務者　松澤　和也（旧姓濱添）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第９５号
島根県簸川郡斐川町大字鳥井156番地
債務者　内藤　直美
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月20日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１１０号
島根県出雲市大津町1680番地24
債務者　藤原麻衣子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月20日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第７２０号
岡山市南区南輝１丁目17番17号　木村第２マンション101号室
債務者　髙島　康一
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２１号
岡山市南区南輝１丁目17番17号　木村第２マンション101号室
債務者　髙島玖美子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４０号
岡山県赤磐市山陽２丁目10番21号
債務者　矢野　綾子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７２５１号
東京都足立区扇１丁目52―23　足立区特別養護老人ホーム扇
債務者　新澤　徳慈
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７２５８号
東京都葛飾区宝町１丁目20―４
債務者　武藤　惣治
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部